

## 与謝野町土木工事週休2日制工事実施要領

### (趣旨)

第1条 本要領は、与謝野町が発注する土木工事において、週休2日制を実施するために必要な事項を定めたものである。

### (目的)

第2条 建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休2日制工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

### (対象工事)

第3条 原則、与謝野町が入札を執行し発注する全ての土木工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。なお、対象工事は特記仕様書に週休2日制工事であることを明記する。(別紙1参照)

(1) 緊急対応工事等の工事

(2) その他、発注機関の長が週休2日制工事になじまないと判断した工事

### (用語の定義)

第4条 本要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 完全週休2日

施工に必要な期間内の全ての週で、土日が現場閉所された状態をいう。

(2) 月単位の週休2日(4週8休以上)

施工に必要な期間内の全ての月で、月毎の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所された状態をいう。

(3) 通期の週休2日(4週8休以上)

施工に必要な期間内で現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。現場閉所率は小数点第2位以下を切り捨てとする。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、雨天や降雪時等による現場閉所・災害応急対応等・異常気象時等における安全パトロール及び現場見学会等の行為日数も現場閉所日に含むものとする。

(5) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(6) 現場着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。

(7) 現場終了日

工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。

(8) 後片付け期間

工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間をいう。

(9) 施工に必要な期間

現場着手日から現場終了日までをいう。ただし、後片付け期間及び以下の日数は施工に必要な期間から除くものとする。

ア 年末年始（12月29日～1月3日）及び夏季休暇（8月14日～8月16日）

イ 工場製作のみの日数

ウ 工事事務による不稼働日数

エ 受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる日数

オ 工事の全面中止日数

カ その他

(10) 土木工事

河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、下水道工事、公園工事、港湾工事、水道工事及び機械設備工事、その他これらに類する工事をいう。

(実施、確認方法及び労務費等の補正)

第5条 実施方法、確認方法及び労務費等の補正に関する考え方については、次の実施要領等に準ずるものとする。

(1) 国土交通省土木工事標準積算基準、国土交通省機械設備工事積算基準を適用する工事は「週休2日制工事実施要領」または「週休2日交替制工事実施要領」（京都府建設交通部）を準用する。

なお、「建設交通部」とあるのは「与謝野町」と読み替えるものとする。

(2) 土地改良工事積算基準、森林整備保全事業設計積算要領及び漁港漁場関係工事積算基準を適用する工事は「京都府農林水産部所管府営事業に係る週休2日制工事実施要領」（京都府農林水産部）を準用する。

なお、「農林水産部」とあるのは「与謝野町」と読み替えるものとする。

(3) 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）を適用する工事は同必携を準用する。

なお、労務費等の補正に関する事項以外については「週休2日制工事実施要領」または「週休2日交替制工事実施要領」（京都府建設交通部）を準用する。

2 積算基準が異なる工種区分を有する工事は、主たる工種における実施要領等を準用する。

3 実施要領間に相違がある場合は、この与謝野町土木工事週休2日制工事実施要領を優先する。

(工事成績評定)

第6条 週休2日制工事における工事成績評定は次のとおりとする。

- (1) 完全週休2日制を達成したと認められる工事については、工事成績評定の「工程管理」又は「創意工夫」で評価する。
- (2) 現場閉所率が21.4%（6日/28日）未満となる等、明らかに週休2日制工事に取り組む姿勢が見られなかった場合、工事成績評定で減点を行う。

(その他)

第7条 受注者は、完全週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合簿によりその理由を監督員に報告することとする。

附 則

- 1 本要領は、令和8年4月1日から施行する。ただし、令和8年3月31日までに与謝野町土木工事週休2日制工事試行要領に基づいて起工した工事の取り扱いについては、なお従前の例による。
- 2 与謝野町土木工事週休2日制工事試行要領（令和6年10月8日施行）は廃止する。

《特記仕様書又は現場説明書の記載例》

## 【土木工事】

(週休2日制工事について)

- 1 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、完全週休2日に取り組む工事である。
- 2 完全週休2日制工事の実施方法・確認方法及び労務費等の補正は、「与謝野町土木工事週休2日制工事实施要領(令和8年4月1日施行)」に基づき実施すること。  
(HP：<https://www.pref.kyoto.jp/shido-gijyutsu/shuukyuufutuka.html>)
- 3 準用する「週休2日制工事实施要領」または「週休2日交替制工事实施要領」(京都府建設交通部)は、入札公告を行った日に有効のものとする。

## 【農林水産工事】

(週休2日制工事について)

- 1 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する週休2日制対象工事である。
- 2 週休2日制工事の実施方法・確認方法及び労務費等の補正は、「与謝野町土木工事週休2日制工事实施要領(令和8年4月1日施行)」に基づき実施すること。  
(HP：<https://www.pref.kyoto.jp/kochi/nourin-gijyutsu.html>)
- 3 準用する「週休2日制工事实施要領」または「週休2日交替制工事实施要領」(京都府農林水産部)は、入札公告を行った日に有効のものとする。